

新潟市江南区文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 59 号

新潟市江南区文化会館条例の一部を改正する条例

新潟市江南区文化会館条例（平成 24 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 音楽演劇ホールの使用料

区分	使用料の額（円）			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）	全日（午前 9 時から午後 9 時 30 分まで）
平日	10,920	20,280	28,730	56,030
土曜日	17,420	27,560	36,530	74,490
日曜日及び休日	17,420	27,560	—	—

別表のうち 2 の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 音楽演劇ホール以外の施設の使用料

施設名	使用料の額（円）			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後 1（午後 1 時から午後 3 時まで）	午後 2（午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）	夜間（午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）

多目的ルーム 1	2,340	1,560	1,560	2,340
多目的ルーム 2	2,340	1,560	1,560	2,340
講座室 1	1,170	780	780	1,170
講座室 2	390	260	260	390
和室 1	390	260	260	390
和室 2	390	260	260	390
美術工作室 1	780	520	520	780
美術工作室 2	780	520	520	780
音楽練習室 1	1,560	1,040	1,040	1,560
音楽練習室 2	1,170	780	780	1,170
保育室	780	520	520	780

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市江南区文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市江南区文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。